

信州大学経法学部・日台学術連携座談会  
「高齢者の財産保護：金融搾取の防止対策  
と成年後見制度」

2023.8.30

台北大學

杜怡靜

# 台日高齢化の程度

## 台湾

2023年4月まで65  
才以上人口  
総人口の17.8%。

2025年20%を突  
破  
2070に43.6%

## 日本

日本2022年まで  
65才以上人口  
29.1%

2065年  
38.4%

# 台湾の認知症患者の増加

- 衛生福利部の統計によれば、2022年、台湾の認知症患者数は30万人を超え、65歳以上は96%
- 認知症患者数は2056年に72万人を超え、100人に4人が認知症患者

# 高齢者の財産をめぐる問題

## 相続紛争

- 生前贈与
- 遺産をめぐる争い

## 騙されやすい

- 思慮不足
- 判断能力の低下

## 不適當な財務計画

- 消極的・積極的すぎる
- 情報不足

# 高齢者に対する財産法上の保護

## 民法

- 行為能力の問題
- 後見制度

## 消費者法

- 約款の問題

## 金融消費者保護法

- 説明義務
- 適合性原則

# 問題と課題

## 高齢者取引の現状

- 意思能力
- 契約内容の理解
- 適合性原則

## 高齢者の財産管理

- 資産運用の知識
- 遺産相続の問題

# 信託制度の活用

- 商事信託の重視：投資が中心
- 民事信託の利用は少ない：信頼できる受託者が少ない、費用がかかる

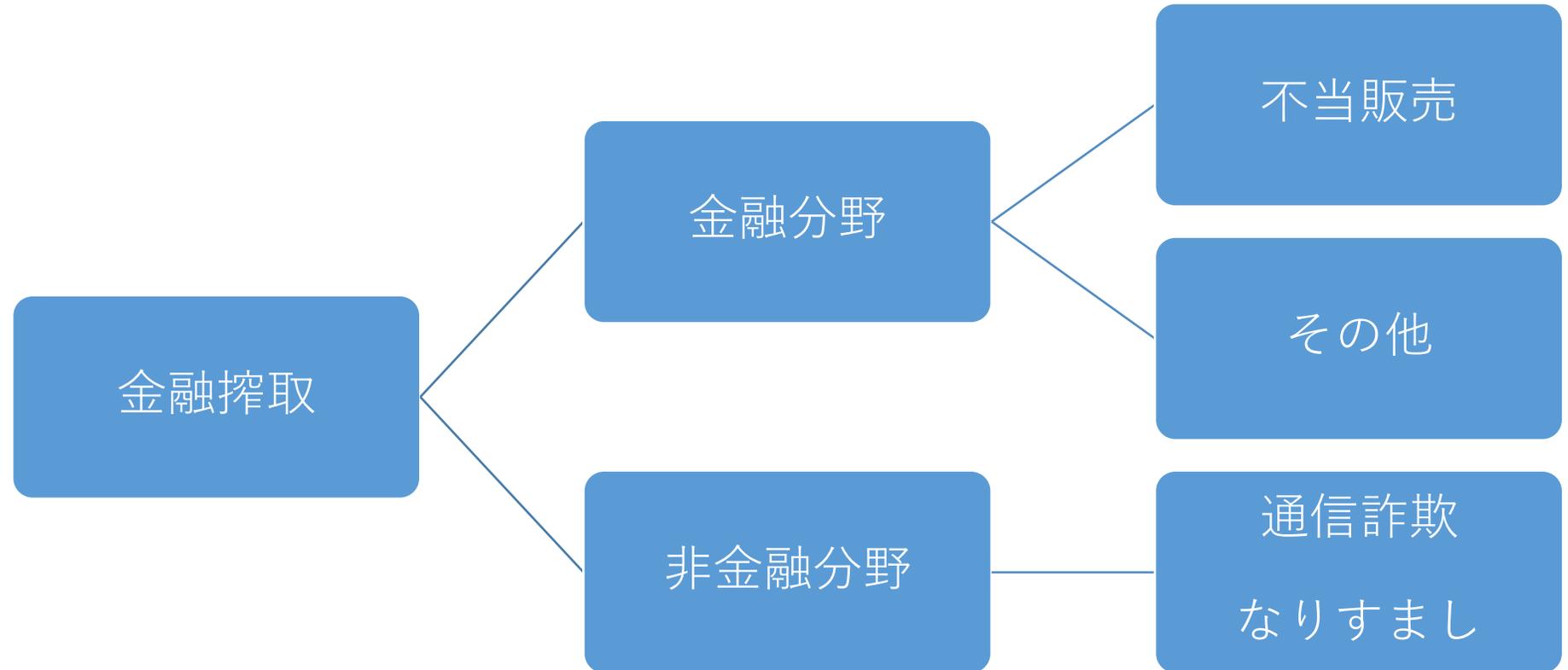
- 高齢者の財産リスク  
- 金融搾取と詐欺

# 金融搾取

- 「金融搾取」とは、介護者、受託者その他の者が、個人的な利益を得るために、詐欺的、不法、無許可その他の不当な行為により、他人から利益、資源または財産を奪うことを意味する。

<https://www.foi.org.tw/Article.aspx?Lang=1&Arti=4625&k=&p=1&lid=1839>

# 詐欺を含む金融搾取はすでに国際的な問題となっている



# 高齢者の経済的虐待（Elder financial abuse） ・ 金融搾取（financial exploitation）の10の態様

- 勧誘詐欺、不当勧誘、不当表示、不当広告、不当な投資勧誘、善管注意義務違反、適合性義務違反、説明義務違反、保険金詐欺、近親者による搾取

<https://www.ly.gov.tw/Pages/Detail.aspx?nodeid=6590&pid=218874>

# 認知症患者の財務リスク：家族による搾取が1/3

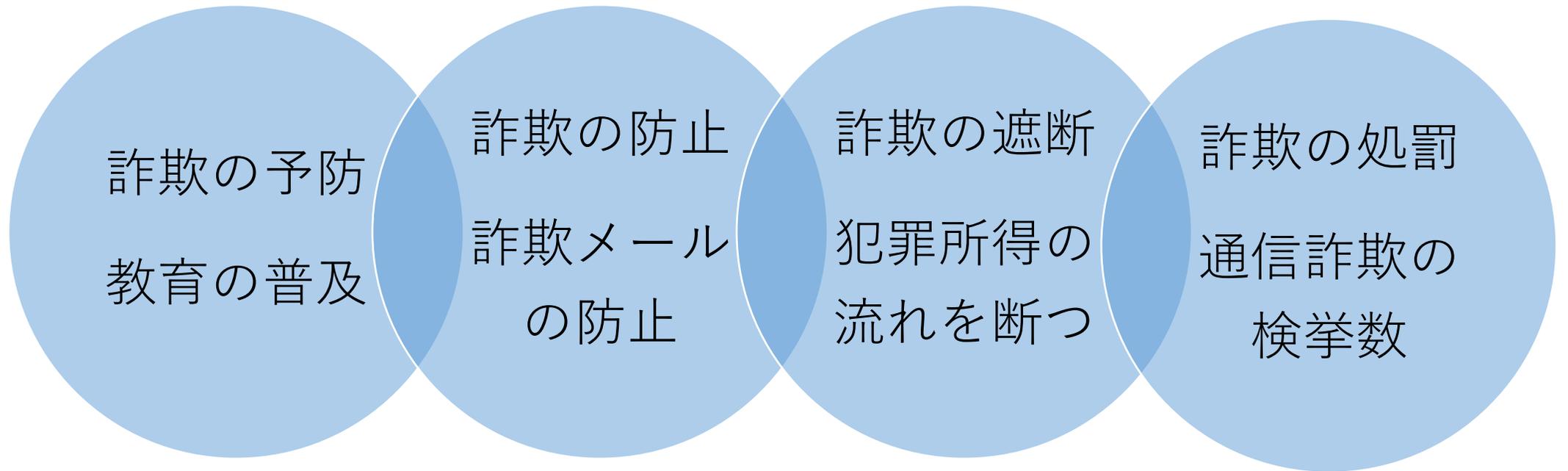
- 台湾認知症協会が精神障害者の財産喪失リスクを分析したところ、約3分の1が家族による搾取に関連しており、次いで詐欺グループ、友人、同僚、企業、見知らぬ人、金融サービス提供者、介護者、さらには法律・社会福祉担当者によるものであった。監察院の人権報告書によると、過去11年間で、認知症患者に係る訴訟（後見開始審判や財産・遺言・扶養に関する訴訟）の件数は17倍に増加しており、その多くが近親者による搾取や虐待、不適切な取決めに関するものである。
- 2023-04-30 00:57 聯合報／記者許政榆／台北報導  
<https://udn.com/news/story/7266/7132447>

- コロナで高まる「高齢者虐待」の危機：3年で44%増加
- 2022-08-07 02:35 聯合報／記者沈能元／台北報導  
<https://udn.com/news/story/122989/6518360>
- 老人福祉法
- 2021年に社会福祉署が改定した「高齢者虐待事案の処理手続に関するガイドライン」では、「高齢者虐待」とは、高齢者の福祉または安全に害を及ぼす作為または不作為をいうものとされている。

# 金融搾取・詐欺

- 警政署による統計  
<file:///C:/Users/ASUSM500/Downloads/11148+111%E5%B9%B41-10%E6%9C%88%E8%A9%90%E6%AC%BA%E6%A1%88%E4%BB%B6%E6%A6%82%E6%B3%81.pdf>
- 投資詐欺事件が大幅に増加
- 国家通信委員会、金融監督委員会及び法務省は「詐欺対策チーム」を立ち上げた。同チームは、国内における「詐欺の防止、ツールの破壊、金の流れの阻止、詐欺グループの一掃」という最終目標を掲げて、「詐欺の予防（教育と宣伝）、詐欺の防止（通信ネットワーク）、詐欺の遮断（犯罪所得の流れ）、詐欺の処罰（捜査と取締り）」という4つの側面についてアクションプランを策定した。

# 金融詐欺対策のための横断的協力 「新世代の詐欺対策戦略アクションプラン」



# 內政部警政署の資料

## 高齡被詐增加多，時時提醒固老本

### 詐欺案件被害人—按年齡別分



# 金融搾取・不当勧誘 金融監督委員会による措置

顧客対応における公平性の  
原則

信託 2.0「全方位信託」

- インクルーシブ・ファイナンスの実施
- 高齢者のためのファイナンシャル・プランナー

消費者教育

- 消費者の詐欺被害の予防

# 金融実務-高齢者に対する販売

- 「銀行によるデリバティブ金融商品の取扱いに関する自主規制」
- 例えば、台湾銀行の「金融商品の販売におけるお客様の権利に関するハンドブック」：
- 「当行は、お客様の年齢その他の事情を勘案し、適切な金融商品の販売を行うため、お客様の年齢に金融商品の制限年齢を加えた年齢が70歳以上の場合には、お客様が投資リスクを理解し、負担する意思があることを示す声明書にご署名をお願いいたします。ご記入を希望されない場合には、販売をお断りすることがあります。」

# 金融監督委員会の詐欺防止特設ページ

- <https://moneywise.fsc.gov.tw/home.jsp?id=24&parentpath=0&type=3>

# 高齢者の防衛策

- 行動1：携帯電話アプリ「Do Not Call」をダウンロードする。
- 行動2：銀行や登記所で緊急連絡先を設定する。
- 行動3：家族が共同で高齢者の金融情報を管理・監督する。

# 詐欺対策五法

- 「新世代詐欺防止戦略アクションプランVer. 1.5」では、詐欺の予防・防止・遮断・処罰を進めて、さらに「接触の削減」、「誤信の削減」、「被害の削減」という「3つの削減」戦略を打ち出し、一般市民と犯罪者の接触の減少を目指している。
- 電子メールなどの詐欺事件の犯罪類型や手口が進化を続ける中、行政院は「詐欺対策五法」として、刑法、人身売買防止法、個人情報保護法、マネー・ロンダリング防止法、証券投資信託法の改正案を相次いで提出した。この内、証券投資信託法の改正は5月30日に国会を通過し、罰則の強化や規制の明確化がなされた。

# 金融機関の窓口における未然防止の成果

- **2022年**：防止件数は**7,979**件、防止金額は約**42**億元（台湾ドル）で、防止金額の上位**5**金融機関は、中国信託商業銀行、中国邮政、国泰世華商業銀行、台湾銀行、台北富邦商業銀行であった。
- **2023年第1四半期**：防止件数**2,025**件、防止金額約**13**億元で、防止金額の上位**5**金融機関は、中国信託商業銀行、国泰世華商業銀行、中国邮政、合作金庫銀行、台北富邦商業銀行であった。

# 「証券投資信託及び顧問法」の改正

- 2023年5月30日に改正
- ネット投資詐欺を防止するため、インターネットにおける投資広告の実名制と広告削除の仕組みが導入された。
- 第70条の1において、証券投資信託事業者ではない者が行ってはならない広告行為の類型が定められた（1項）。インターネットプラットフォームプロバイダ等のプロバイダは、広告を掲載・放送するにあたり、広告主及び出資者に関する情報を記載しなければならない（2項）。プロバイダは、2項の規定に違反して掲載・放送した広告を削除しなければならない（3項）。また、プロバイダは広告主及び出資者と連帯して損害賠償責任を負う（4項）。

## 70条の1

1. 証券投資信託事業者又は証券投資顧問事業者ではない者は、有価証券投資又は業務勧誘の広告をなすにあたり、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。
  - 一. 証券投資信託、証券投資顧問又は全権委託投資に係る業務を經營することにつき主務官庁の認可を受けていると誤認させること。
  - 二. 投資分析を行うと同時に、有価証券に関する投資助言を行うことを目的として顧客を勧誘すること。
  - 三. 有価証券投資において収益を保証し又は損失を負担する旨の表示をすること。
  - 四. 各種の推薦書、感謝状、過去の実績その他の有価証券投資は確実に収益が得られると誤認させやすい文字又は表示。
  - 五. 政界、財界、金融界、映画界、テレビ界その他の著名な人又は会社の名義を冒用して、有価証券投資の宣伝又は勧誘を行うこと。
  - 六. その他前五号に関連する不当な宣伝行為。

2. インターネットサービスプロバイダは、証券投資信託事業者又は証券投資顧問事業者ではない者による有価証券投資又は業務勧誘に係る広告を掲載又は放送するときは、当該広告において、広告主、出資者その他の関連情報を記載しなければならない。
3. インターネットサービスプロバイダは、前二項の規定に違反する広告を掲載又は放送してはならない。掲載又は放送した後に違反の事実を知ったときは、自発的に又は司法警察機関から通知された期限内に、削除、閲覧制限、放送停止その他必要な措置を採らなければならない。
4. インターネットサービスプロバイダは、第1項及び第2項の規定に違反する広告を掲載又は放送したときは、広告内容の誤認により又は詐欺により損害を受けた者に対して、広告主・出資者と連帯して損害賠償責任を負う。ただし、前項後段の規定により必要な措置を採ったときは、この限りではない。
5. 前項により連帯して損害賠償責任を負う者が次の各号のいずれかに該当するときは、その責任を軽減又は免除することができる。
  - 一. 広告の掲載又は放送により財産上の利益を得ていないとき。
  - 二. 広告の掲載又は放送につき故意又は重過失がないとき。

# 違法な投資広告の削除

- 当局の統計によれば、証券投資信託及び顧問法の改正施行から2か月で、4739件の詐欺広告中、4319件が削除された（主なプロバイダはGoogle、Facebook）。
- 削除率は9割に達した。
- 聯合報2023.8.11、A2

# 口座名義貸しの問題

- 詐欺やマネーロンダリング等の犯罪を効果的に取り締まるため、立法院は**2023年5月19日**、マネーロンダリング防止法**15条の1**、**15条の2**、**16条**の改正を可決し、口座名義を貸し借りする行為に対する刑事責任を定めた。その目的は、詐欺グループが他人の口座を不正に利用することを抑止し、マネーロンダリングのパイプを遮断することである。

# 正当な理由なく「他人の口座を収集する」行為

## マネーロンダリング防止法15条の1

- 他人が金融機関、仮想通貨プラットフォーム事業者又は第三者決済サービス事業者に開設した口座を正当な理由なく収集し、かつ次の各号のいずれかに該当する者は、5年以下の懲役、拘留若しくは3000万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
  - 一. 政府機関または公務員の名義を冒用したとき。
  - 二. テレビ、電子通信、インターネットその他のメディアを通じて公衆に流布したとき。
  - 三. コンピュータによる合成その他の科学技術的方法により、他人の虚偽の画像、音声又は電磁的記録を作成したとき。
  - 四. 対価を約し又は交付することにより他人に交付又は提供させたとき。
  - 五. 暴力、脅迫、詐術、監視、支配、誘導その他の不正な方法により行ったとき。
- 前項の未遂はこれを罰する。

# 正当な理由なく「口座を他人の利用に供する」行為

## マネーロンダリング防止法15条の2

- 何人も、自己又は他人が金融機関、仮想通貨プラットフォーム事業者又は第三者決済サービス事業者に開設した口座を他人の利用に供してはならない。但し、一般的な商慣習・金融取引慣習に適合するもの、友人、親族等の信頼関係に基づくもの、その他正当な理由があるときは、この限りではない。

# 消費者保護の民事救済

